

「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2027年度）」
「容量確保契約約款」に関する意見募集
補足説明資料

2023年7月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。
ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所
3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

1. 今回の意見募集対象文書

- 今回の意見募集対象文書は「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2027年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書等	概要	公表状況	
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 (様式1) 容量市場への参加登録申請に伴う誓約書 (様式2) 期待容量等算定諸元一覧 (様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書 	<ul style="list-style-type: none"> 2024~26年度向け：公表済 2027年度向け：今回意見募集対象
	容量市場追加オークション募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> 追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 	2024年度向け：公表済
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 	(今後公表予定)
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	<ul style="list-style-type: none"> メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 	今回の意見募集の対象
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 	(今後公表予定)
容量市場関連文書	メインオークションの参加登録編	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 	2024~26年度向け：公表済
	メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	
	実需給前に実施すべき業務(全般)編	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源ではない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載 	2024年度向け：公表済 2025年度向け：公表済 2026年度向け：今後公表予定
	電源等差替編	<ul style="list-style-type: none"> 電源等差替の手順、提出書類等について記載 	
	容量停止計画の調整業務編	<ul style="list-style-type: none"> 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 	
	実効性テスト編	<ul style="list-style-type: none"> 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載 	
	追加オークションの参加登録編	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 	2024年度向け：公表済
	追加オークションへの応札・容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	
	長期脱炭素電源オークション関連の業務マニュアル類	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等 	
	その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> リクワイアメント・アセスメント編、ペナルティ・容量確保契約金額編、容量拠出金編、等 	(今後公表予定)

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います。※2：対象実需給年度毎もしくは応札年度毎に公表します。※3：対象実需給年度・応札年度に依らず共通です。

- 今回の意見募集対象となる「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2027年度）」と「容量確保契約約款」の案では、2023年度メインオークションに向けて整理された事項（※）の反映や記載の明確化等を行っています。

（※）容量市場の2022年度メインオークション（対象実需給年度：2026年度）の結果を踏まえ、2023年度メインオークション（対象実需給年度：2027年度）に向けた整理が、容量市場の在り方等に関する検討会、および制度検討作業部会（国の審議会）において行われました。

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所 反映箇所一覧

整理された事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて

- 2023年度メインオークション以降の蓄電池の電源区分については、安定電源と発動指令電源の選択(※)を可能とする。
※供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められる。

第3章 募集概要
3.募集内容（5）ア および イ

なし

■ 長期脱炭素電源オークション落札分のメインオークションからの市場退出時のペナルティの扱いについて

- メインオークションで落札した既設火力電源において、脱炭素化の改修を行うために長期脱炭素電源オークションで落札した容量はメインオークション側から市場退出となるが、ペナルティは発生しない。

第7章 契約条件
3.市場退出（4）

第3章 権利および義務
第12条 市場退出 1.⑫
第13条 市場退出時の経済的ペナルティ 3.

■ ノンファーム電源の扱いについて

- 2023年度メインオークションにおいては、ノンファーム電源は参加可能とする。

第3章 募集概要
3.募集内容（5）キ（オ）

なし

■ メインオークションの調達量から控除する供給力

- 2023年度メインオークションの調達量・約定処理において、FIT電源の期待容量や追加オークションで調達を予定している供給力および本機関の電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計に、国の審議会では整理された容量市場外の供給力として見込まれる控除量を加えて、メインオークションの調達量から控除する。

第6章 落札電源および約定価格の決定方法
1.落札電源の決定方法（1）ウ
3.需要曲線の概要（3）

なし

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所

(1) 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて (1 / 4)

2023年度オークションに向けた整理

■ 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて

- 2023年度メインオークション（対象実需給年度:2027年度）以降の蓄電池の電源区分について、安定電源と発動指令電源の選択を可能※とする。

※供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められる。

- 安定電源に区分された蓄電池は、調整係数を揚水（純揚水）と同じものを適用とする。

募集要綱・約款への反映内容

■ 「第3章 3.募集概要」に、

- 供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画の計上が求められ、供給計画に計上されている、もしくは計上見込の電源が安定または変動電源に登録可能であると記載【募集要綱】
- 電源等要件に蓄電池の内容を記載【募集要綱】

■ 「第7章 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」のアセスメント対象容量について、安定電源に区分された蓄電池は揚水（純揚水）と同様の扱いとして並記【募集要綱】

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所

(1) 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて (2 / 4)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第3章 募集概要

【募集要綱】

<変更前>

3. 募集内容

(略)

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア 登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第4章 参加登録 4. 期待容量の登録」を参照ください。

安定電源 電源等要件

次の(ア)から(エ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの。

(ア)水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)

(イ)火力電源

(ウ)原子力電源

(エ)再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)



【募集要綱】

<変更後>

3. 募集内容

(略)

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア 供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められるため、供給計画に計上されている、もしくは供給計画に計上する見込みがある電源が安定電源または変動電源に登録が可能です。

イ 登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第4章 参加登録 4. 期待容量の登録」を参照ください。

安定電源 電源等要件

次の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの。

(ア)①水力電源(ただし、調整式又は貯水式に限る。)

②水力電源(ただし、揚水式で発電可能時間3時間以上に限る。)

(イ)火力電源

(ウ)原子力電源

(エ)再生可能エネルギー電源

(オ)蓄電池(ただし、放電可能時間3時間以上に限る。)

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所

(1) 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて (3/4)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第7章 契約条件

【募集要綱】

<変更前>

4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

(略)

4-2 実需給期間中

(略)

(2) アセスメント

ア電源等の区分が安定電源の場合

(ア)供給力の維持

(3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）以外の場合は提供する各月の供給力とします。

(略)

(ウ)電気の供給指示への対応

(2) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）以外の場合は提供する各月の供給力とします。



【募集要綱】

<変更後>

4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

(略)

4-2 実需給期間中

(略)

(2) アセスメント

ア電源等の区分が安定電源の場合

(ア)供給力の維持

(3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）**または蓄電池**の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）**または蓄電池**以外の場合は提供する各月の供給力とします。

(略)

(ウ)電気の供給指示への対応

(2) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）**または蓄電池**の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）**または蓄電池**以外の場合は提供する各月の供給力とします。

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所

(1) 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて (4/4)

第79回制度検討
作業部会資料より

容量市場における蓄電池の電源区分

- 現在蓄電池は容量市場に発動指令電源として参加することができることとされているが、2023年4月5日に開催された第77回制度検討作業部会では、系統用蓄電池の安定供給における役割への期待を踏まえ、一定規模以上の容量の蓄電池については余力活用契約の締結がリクワイアメント（調整機能「有」として容量市場へ参加した場合）となる安定電源として区分することについて御議論をいただいた。
- 現在制度設計が進められている長期脱炭素電源オークションでは、蓄電池は安定電源として区分される方向性である一方、容量市場においては電源区分が発動指令電源であることを前提として設備投資の検討が既になされた既存供給力も存在するといった御意見をいただいた。
- 蓄電池の安定供給における役割が期待される一方、例えば、発動指令電源を想定して簡易指令システムを設置済みであり専用線の敷設を想定していないといった既に投資意思決定が行われているケースがあることも踏まえ、**2027年度実需給向けメインオークション以降の蓄電池の電源区分については、安定電源と発動指令電源の選択^{*1}を可能とすることとしてはどうか。**
- また、蓄電池を安定電源としても参加することを可能とすにあたり、余力活用契約を締結する場合において、一般送配電事業者への聞き取りも踏まえ、余力活用運用のあり方について、考慮すべき蓄電池の特徴を整理したため、御報告させていただきたい。

*1：供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められる。

安定電源として容量市場に参加する蓄電池の調整係数について

- 安定電源として参加する蓄電池の調整係数については、稼働実績に基づく設定が困難なため、長期脱炭素電源オークションにおける整理と同様に、比較的類似の運用が想定される**既存揚水発電と同じ調整係数を適用**することとしてはどうか。

論点7-1 蓄電池の区分

第71回 制度検討作業会
(2022年10月31日) 資料5

- 蓄電池は、今後、再エネの最大限の導入を図る観点からも、再エネが出力制御されるような**供給過剰の時間帯に蓄電し、需要が高まる時間帯で放電**するような行動や、**需給調整市場において調整力として活躍**する行動が期待されること。
 - こうした中で、現行容量市場と同様に、蓄電池を**発動指令電源として区分する場合**、発動指令電源のリクワイアメントを満たすため、**年間12回の発動指令のためにスタンバイし続けるような行動**を取ることで、本来期待される役割を果たされない可能性がある。
 - 今後の蓄電池に求められる行動を促す観点に加えて、**本制度で対象とする蓄電池は、1万kW以上の比較的規模の大きいものであって、DRも含めた複数のリソースを束ねて参加する発動指令電源に位置づける必要性は必ずしもないことから、本制度によって導入される蓄電池については、同様の活用が期待される揚水発電所と同様に「安定電源」に区分し、揚水発電所と同じ調整係数を適用することとしてはどうか（※）。**
- (※) このような整理により、**本制度に参加する電源等**は、「発動指令電源」に区分される電源等が存在しなくなり、「安定電源」又は「変動電源」の2つの登録区分となる。
- (※) 現行容量市場における蓄電池の扱いについても、実態を踏まえ別途検討が必要。

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所 (2) 長期脱炭素電源オークション落札分の市場退出時のペナルティの扱い (1 / 5) ¹¹

2023年度オークションに向けた整理

- 既設の火力電源を対象に、長期脱炭素電源オークションで落札した容量がメインオークションからの市場退出した場合の経済的ペナルティの扱いについて
 - 既設の火力電源が、脱炭素化のための改修を前提とせずメインオークションで落札した後、脱炭素化のための改修を目的として長期脱炭素電源オークションで落札し、本オークションの実需給年度と長期脱炭素電源オークションの制度適用期間が重複する場合は、長期脱炭素電源オークションの対象容量（キロワット）部分はメインオークションから市場退出とする。
 - 上記の場合、市場退出時の経済的ペナルティは適用対象外とする。

募集要綱・約款への反映内容

- 「第7章 契約条件 3.市場退出」に、長期脱炭素電源オークション落札容量の市場退出時のペナルティの扱いの内容を記載【募集要綱】
- 「第12条 市場退出」、「第13条市場退出時の経済的ペナルティ」に、長期脱炭素電源オークション落札容量の市場退出および経済的ペナルティの扱いの内容を記載【約款】

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所

(2) 長期脱炭素電源オークション落札分の市場退出時のペナルティの扱い (2 / 5)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第7章 契約条件

【募集要綱】

<変更前>

3. 市場退出

(略)

(3) 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。



【募集要綱】

<変更後>

3. 市場退出

(略)

(3) 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

(4) 既設の火力電源が、脱炭素化のための改修を前提とせず本オークションにおいて落札した後に、脱炭素化のための改修を目的として長期脱炭素電源オークションで落札し、本オークションの実需給年度と長期脱炭素電源オークションの制度適用期間が重複する場合は、長期脱炭素電源オークションの対象容量（キロワット）部分は本オークションから市場退出となります。その場合、市場退出時の経済的ペナルティは適用対象外とします。

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所

(2) 長期脱炭素電源オークション落札分の市場退出時のペナルティの扱い (3 / 5)

13

募集要綱・約款での記載

【約款】 第3章 権利および義務

【約款】 <変更前>

第12条 市場退出

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

① リリースオークションによりリリースされた契約容量

② 前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量

(略)



【約款】 <変更後>

第12条 市場退出

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

① リリースオークションによりリリースされた契約容量

② 既設の火力電源が長期脱炭素電源オークションにて落札され、長期脱炭素電源オークションの制度適用となった容量

③ 前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量

(略)

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所

(2) 長期脱炭素電源オークション落札分の市場退出時のペナルティの扱い (4 / 5)

募集要綱・約款での記載

【約款】 第3章 権利および義務

【約款】

<変更前>

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

(略)

3. リリースオークションによりリリースされた契約容量は市場退出となりますが、第1項第2号に定める経済的ペナルティの算定対象外となります。



【約款】

<変更後>

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

(略)

3. 第12条第1項⑪または⑫により市場退出となった契約容量は、第1項に定める経済的ペナルティの適用対象外とします。

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所 (2) 長期脱炭素電源オークション落札分の市場退出時のペナルティの扱い (5 / 5)

(イ) 脱炭素化のための改修を前提とせずに容量市場で落札した既設火力の扱い

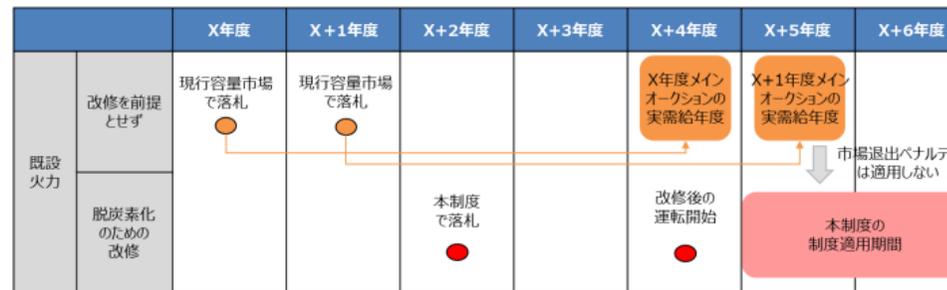
既設火力については、脱炭素化のための改修⁹を前提とせずに、現行容量市場において落札し、将来の容量確保契約を締結した後に、脱炭素化のための改修をしようとして、本制度に入札することは想定される。

こうした場合には、本制度での入札時点では、改修投資の意思決定が行われている訳ではないことから、本制度に入札することは認めることとした。

また、こうした案件が落札後に脱炭素化のための改修工事を開始したところ、工事が短期間で済むこととなり、過去に締結した現行容量市場の容量確保契約に係る実需給年度から、本制度の制度適用期間が開始することも考えられる。こうした場合には、本制度の対象 kW 部分は現行容量市場から退出し、本制度に参加することとなるが、現行容量市場における市場退出ペナルティは適用しないこととした。

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会
 第十一次中間とりまとめより

(参考図 10) 脱炭素化のための改修を前提とせずに容量市場で落札した既設火力の扱い



⁹ アンモニア・水素混焼にするための改修、化石 kW 部分の全てをバイオマス化するための改修

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所 (3) ノンファーム電源の扱いについて (1 / 3)

2023年度オークションに向けた整理

■ ノンファーム電源の扱いについて

- ▶ ノンファーム型電源が適用される電源は、2023年度メインオークション（対象実需給年度:2027年度）に参加可能とする。

募集要綱・約款への反映内容

- 「第3章 3.募集概要」にて、メインオークションに参加できない電源としている対象から、ノンファーム電源を削除【募集要綱】

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所

(3) ノンファーム電源の扱いについて (2 / 3)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第3章 募集概要

【募集要綱】<変更前>

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

カ 以下の電源は容量オークションに参加できません。(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(略)

(オ) 試行ノンファーム型接続適用電源
ただし、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源は登録可能です。



【募集要綱】<変更後>

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

主 以下の電源は容量オークションに参加できません。(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(略)

(オ) (削除)

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所 (3) ノンファーム電源の扱いについて (3 / 3)

実需給2027年度向けオークションにおける扱い

- 第63回 広域系統整備委員会（2022年9月21日）においては、2027年度における系統混雑想定結果の取りまとめが示され、ピーク需要断面で混雑が見込まれる設備は基幹系統で2箇所、ローカル系統で3箇所であった。
- 第79回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2022年11月22日）においても基幹系統の混雑想定の結果をベースとした供給信頼度への影響について分析を行い、H3需要に対して0.06%程度、九州エリアで0.49%程度となった。一方で、現在手法では時間断面毎の混雑量を精緻に算定できないといった課題も示され、また系統混雑を考慮して供給力を追加で確保する場合、供給力立地の地域選定の必要性やその調達方法等の継続的な検討が必要となるといった課題が示された。
- **ノンファーム型接続が適用される電源を2027年度実需給向けの容量市場メインオークションで参加可能とするかどうか**について、現時点の必要供給力想定の見直し状況を鑑みると**参加を制限するものではない**と考えられるのではないか。また、目的に応じた系統混雑の評価方法や対応の課題については、引き続き検討を進めることとしてはどうか。

第72回制度検討作業部会資料より

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所 (4) メインオークションの調達量から控除する供給力 (1 / 4)

2023年度オークションに向けた整理

■ メインオークションの調達量から控除する容量市場外の供給力について

- 容量市場に不参加の火力・水力電源（容量市場外の供給力）が一定量存在するという国の審議会の整理を踏まえ、当該供給力をメインオークションの調達量から控除する

募集要綱・約款への反映内容

- 「第6章 1.落札電源の決定方法、3.需要曲線の概要」にて、FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力および本機関の電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計に、新たに容量市場外の供給力を加えて、メインオークションの調達量から控除する【募集要綱】

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所

(4) メインオークションの調達量から控除する供給力 (2 / 4)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

【募集要綱】 <変更前>

1. 落札電源の決定方法

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの落札量(※1)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」)をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度(以下「全国の供給信頼度」)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック※2)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います。(詳細は以下(2)を参照)

※1 FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力(H3需要比で各エリアへ分配)および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量を含む。



【募集要綱】 <変更後>

1. 落札電源の決定方法

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの調達量(※1)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」)をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度(以下「全国の供給信頼度」)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック※2)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います。(詳細は以下(2)を参照)

※1 FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力(H3需要比で各エリアへ分配)、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力としての国の審議会で整理された控除量(以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という)および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計(以下「FIT電源等の期待容量等」という)を含む。

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所 (4) メインオークションの調達量から控除する供給力 (3 / 4)

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

【募集要綱】 <変更前>

3. 需要曲線の概要

(略)

(3) 上記(1)の目標調達量には、FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計(以下、「FIT電源等の期待容量等」)を織り込みます。



【募集要綱】 <変更後>

3. 需要曲線の概要

(略)

(3) 約定処理においては、FIT電源等の期待容量等を供給力に加算します。

2. 「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所 (4) メインオークションの調達量から控除する供給力 (4 / 4)

【参考】容量市場調達分からの控除量

第79回 制度検討作業部会
(2023年5月25日) 資料3

第81回制度
検討作業部
会資料より

容量市場外の供給力と控除量について

- 2023年3月29日に開催された第60回電力ガス・基本政策小委員会において、容量市場外の供給力が一定程度見込まれる状況下においては、容量市場での調達量を必要供給力の全量とするのではなく、一定量を差し引いて調達する考え方が示された。
- 2023年4月26日に開催された第78回制度検討作業部会において、供給計画と容量市場で確保された供給力の差分の分析について議論され、「発生の蓋然性が一定程度あるものの、毎年変動する」個別要因の存在が示唆された。
- この個別要因には、FIT電源期待容量の想定差や火力・水力の容量市場不参加分等、原子力増加分、休廃止増加分が存在する。このうち火力・水力の容量市場不参加分等の一部については、例えば工場の生産プロセスに影響を受ける自家発余剰のように発電量の変動が大きく、その特性から容量市場に参加することが難しいと判断してきた可能性が相対的に高い。そのため、容量市場での調達量から差し引く控除量として扱うこととしてはどうか。
- 火力・水力の容量市場不参加分は2024年度：約200万kW、2025年度：約170万kWと推定され、約120万kWについては2024年度、2025年度共に不参加となっている。容量市場に参加しない電源は各年度で発生する可能性もあるが、**控除量を保守的に見積もる観点から、両年度に共通して出現した供給力である120万kWを容量市場調達分からの控除量としてはどうか。**

- 「容量確保契約約款」の案については、「2023年度メインオークションに向けて整理された事項」の反映箇所に加えて、記載内容の明確化や募集要綱と整合を取るための変更を行っています。2023年2月に施行したものからの変更箇所は次ページ以降のとおりです。

約款での記載

【約款】 第4条 契約期間

【約款】

<変更前>

本契約の契約期間は、オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、オークション募集要綱に基づく実需給年度の末日までとします。

【約款】

<変更後>

1. 本契約の契約期間は、オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、オークション募集要綱に基づく実需給年度の末日までとします。
2. 本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続します。

約款での記載

【約款】 第9条 需給バランス評価

【約款】

<変更前>

本機関は、翌日計画、気象情報その他必要な情報に基づき、実需給の前日に需給バランス評価を行い、需給ひっ迫のおそれがある時に区分し、その結果を公表し、以降、これを見直して公表します。

【約款】

<変更後>

本機関は、翌日計画、気象情報その他必要な情報に基づき、実需給の前日に需給バランス評価を行い、30分ごとに平常時と広域予備率が低下した時に区分し、その結果を公表し、以降、これを見直して公表します。



約款での記載

【約款】 第12条 市場退出

【約款】

<変更前>

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。

- ① 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が第11条に示す電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量

(略)



【約款】

<変更後>

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。

- ① 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が第11条に示す電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量 または一部

(略)

約款での記載

【約款】 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

【約款】

<変更前>

(略)

3. リリースオークションによりリリースされた契約容量は市場退出となりますが、第1項第2号に定める経済的ペナルティの算定対象外となります。

【約款】

<変更後>

(略)

3. 第12条第1項①または②により市場退出となった契約容量は、第1項に定める市場退出時の経済的ペナルティの適用対象外とします。

約款での記載

【約款】 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

【約款】

<変更前>

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします

i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合

ii 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された時間帯は除く）

(略)

【約款】

<変更後>

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします

※出力抑制に伴う停止計画は除く

i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合

ii 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）

(略)



約款での記載

【約款】 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

【約款】

<変更前>

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(3) 電気の供給指示への対応

実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません

(略)

【約款】

<変更後>

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(3) 電気の供給指示への対応

実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません

(略)



約款での記載

【約款】 第18条 実需給期間中のアセスメント

【約款】

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に入札しているか確認します

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします

- ・リクワイアメント未達成量^{※1} = 発電余力 - 卸電力取引所等に入札した容量^{※2※3}
- ・発電余力^{※1} = アセスメント対象容量 - 発電計画

(略)

【約款】

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画[※]が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に入札しているか確認します

※出力抑制に伴う停止計画は除く

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします

- ・リクワイアメント未達成量^{※1} = 発電余力 - 卸電力取引所等に入札した容量^{※2※3}
- ・発電余力^{※1} = アセスメント対象容量 - 発電計画

(略)



約款での記載

【約款】 第18条 実需給期間中のアセスメント

【約款】

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します

・年間設備利用率 $\ast 1 = \{ \text{計量値 (送電端)} \ast 2, \ast 3, \ast 4 - \text{需給ひっ迫時の計量値 (送電端)} \ast 2, \ast 3, \ast 4, \ast 5 \} \div (\text{契約容量} \ast 6 \times 8,760 \text{時間} \ast 7) \ast 8$

$\ast 1$: %表記で小数点以下を切り上げ

(略)

$\ast 5$: 前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象

【約款】

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します

・年間設備利用率 $\ast 1 = \{ \text{計量値 (送電端)} \ast 2, \ast 3, \ast 4 - \text{需給ひっ迫時の計量値 (送電端)} \ast 2, \ast 3, \ast 4, \ast 5 \} \div (\text{契約容量} \ast 6 \times 8,760 \text{時間} \ast 7) \ast 8$

$\ast 1$: %表記で小数点以下を切り上げ

(略)

$\ast 5$: 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマの発電量が対象

(略)

約款での記載

【約款】 第18条 実需給期間中のアセスメント

【約款】

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1)供給力の維持

(略)

ii 変動電源（アグリゲート）

提供された情報を基に、アセスメント対象容量に相当する供給力をどの程度まで提供していたかを確認します

アセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします

前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマがリクワイアメント未達成コマの場合、リクワイアメント未達成コマ数は5を乗じます

(略)

【約款】

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1)供給力の維持

(略)

ii 変動電源（アグリゲート）

提供された情報を基に、アセスメント対象容量に相当する供給力をどの程度まで提供していたかを確認します

アセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマがリクワイアメント未達成コマの場合、リクワイアメント未達成コマ数は5を乗じます

(略)



約款での記載

【約款】 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

【約款】

<変更前>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に、卸電力取引所等に入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※Z: 1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間

(略)

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※Z: 1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間

(略)

【約款】

<変更後>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※Z: 1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

(略)

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※Z: 1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

(略)



約款での記載

【約款】 第23条 不可抗力が生じた場合の特則

【約款】

<変更前>

1. 第13条から第19条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象（以下「不可抗力」という）が生じたことにより供給力を提供できないまたは供給力の提供ができなくなる（ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により、容量提供事業者が供給力を提供しない場合は除く）が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。（第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティは除く）

- ① 大規模な風水害や地震等の天災地変
- ② 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
- ③ 事後的な法令改正や規制適用による運転停止
- ④ 一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等

(略)

【約款】

<変更後>

1. 第12条から第19条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象（以下「不可抗力」という）が生じたことにより供給力を提供できないまたは供給力の提供ができなくなる（ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により、容量提供事業者が供給力を提供しない場合は除く）が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。ただし、第12条第1項③から⑩および⑬のいずれかに該当し、その場合に科される第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティには、本項を適用しません。

- ① 大規模な風水害や地震等の天災地変
- ② 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
- ③ 事後的な法令改正や規制適用による運転停止
- ④ 一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等

(略)



約款での記載

【約款】 第24条 参入ペナルティ

【約款】

<変更前>

本機関は、容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、本約款およびその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、当該容量提供事業者に参入ペナルティを科すことができるものとします。

【約款】

<変更後>

本機関は、容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、本約款およびその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、当該容量提供事業者に容量オークションへの参入ペナルティを科すことができるものとします



約款での記載

【約款】 附則（2020年6月30日（2023年2月1日改定））

【約款】

<変更前>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が経過措置対象電源の場合、第7条を以下に読み替えます。

(略)

4. 前項の経過措置係数は容量オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

(略)

【約款】

<変更後>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が経過措置対象電源の場合、第7条を以下に読み替えます。

(略)

4. 前項の経過措置係数は調達オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

(略)



約款での記載

【約款】 附則（2021年7月1日（2023年2月1日改定））

【約款】

<変更前>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置
対象実需給期間が2025年度以降の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、または各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源またはその両方の場合となります。

(略)

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数は容量オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

(略)

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置
対象実需給期間が2025年度以降の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、または各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源またはその両方の場合となります。

(略)

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数は メインオークションまたは調達 オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

(略)



約款での記載

【約款】 附則（2023年●月●日）

【約款】 <変更前>

【約款】

<変更後>

(新設)

第1条 適用対象

本附則は対象実需給年度が2027年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

第2条 実需給期間前のペナルティ

(1) 本約款の第16条に示す、

「第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。」
について、以下に読み替えます。

第16条 実需給期間前のペナルティ

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、容量確保契約金額の減額または経済的ペナルティを科します。

(2) 第16条①(1)に示す調整不調電源に科される経済的ペナルティについて、以下に読み替えます。

①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1)調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i追加設備量※1を利用する場合

契約単価※2 × 契約容量 × 0.3%/日 × 調整不調の日数※3※4

ii供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価※2 × 契約容量 × 0.6%/日 × 調整不調の日数※3※4

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります

第3条 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」の読み替え

対象実需給期間が2027年度以降の容量確保契約における本約款に示す「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」は、「調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額」に読み替えます

約款での記載

【約款】 別紙 ベースラインの算定方法

【約款】

<変更前>

1. 需要抑制（DR）の場合

(略)

- ③ 上記①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインを零に補正することとする。

なお、逆潮流の実績がある場合はこの限りではない。

(略)

【約款】

<変更後>

1. 需要抑制（DR）の場合

(略)

- ③ 上記①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインを零に補正することとする。

~~なお、逆潮流の実績がある場合はこの限りではない。~~

(略)

